

税務キャッチ・アップ

地方税関係

先端設備等の導入による固定資産税の減税措置(地税附則15⑦)

1はじめに

平成30年度税制改正により、生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の課税標準の特例措置が新設された。これにより、経済産業大臣の同意を受けた市町村は、一定の償却資産について、固定資産税をゼロとすることが可能となった。

なお、令和元年5月末現在、1,625の市区町村が固定資産税ゼロの措置を実現している。

ここでは、本特例措置の内容と減税効果について確認する。

2特例措置の内容

(1)概要

中小企業等経営強化法に規定する中小企業者のうち、中小事業者等(資本金額1億円以下の法人等)が、令和3年3月31日までに、「導入促進基本計画」を策定している市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の設備を取得した場合、その取得設備に係る固定資産税の課税標準が、3年間、ゼロ~1/2に軽減される。

(2)対象設備の種類と要件

下表の設備のうち、次の要件を満たすものが対象となる。

| 設備の種類 | 最低価額 | 販売開始時期 |
|--------------|-------|--------|
| 機械装置 | 160万円 | 10年以内 |
| 測定工具 検査工具 | 30万円 | 5年以内 |
| 器具備品 | 30万円 | 6年以内 |
| 建物附属設備 | 60万円 | 14年以内 |

① 上表の「販売開始時期」内

に販売開始されたモデル

- ② 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上
- ③ 取得価額が上表の「最低価額」以上
- ④ 生産、販売活動等の用に直接供されること
- ⑤ 中古資産でないこと

このうち①②は、設備メーカー等を通じて工業会等から証明書入手することにより、要件を満たすこととなる。

(3)導入促進基本計画の確認

「先端設備等導入計画」は、新たに導入する設備が所在する市区町村の策定する「導入促進基本計画」に合致していかなければならない。市区町村によっては、業種や地域、対象設備等を限定している場合があるため、導入促進基本計画の内容を市区町村に確認する必要がある。

(4)先端設備等導入計画の策定

先端設備等導入計画には、導入予定の設備のほか、一定期間内の労働生産性の向上計画(直近の事業年度比で年3%以上向上)を数値で示す必要がある。

一定期間は、3年間、4年間又は5年間のうち、市区町村が導入促進基本計画で定める。

したがって、3年計画の場合には、労働生産性が直近事業年度よりも9%以上向上する計画でなければならない。

なお、労働生産性は、次の算式によって算定する。

営業利益+人件費+減価償却費
労働投入量(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)

また、認定経営革新等支援機関に計画内容の確認を受け、確認書を計画申請書に添付しなければならない。

(5)設備の取得時期

対象設備は、計画認定後の取得が必須要件となっている。

(6)償却資産の申告

設備取得の翌年1月31日までに、償却資産申告書に計画認定書等を添付して、他の償却資産と同様、市区町村に申告する。

3減税効果

償却資産に係る固定資産税は、償却資産申告書に基づき、旧定期法の減価率を用いて評価額を算出し、課税標準が計算される。

仮に、耐用年数10年(減価率0.206)、1,000万円の機械装置を取得した場合、標準税率(1.4%)を適用する市区町村では、当該資産に係る固定資産税は、3年分の合計で約30万円となる。したがって、本特例の適用により、最大で約30万円が減税されることとなる。

4おわりに

本特例は、手続き自体は簡単であるが、計画申請時に工業会証明書や認定支援機関確認書の添付が必要であり、また、他の特例のような取得後申請を認める措置がないため、余裕を持った事前計画が重要となる。

(右山研究グループ
税理士 田熊 常正)